平成 27年12月1日 白井市庁舎建設等検討委員会

実施設計進捗状況の報告について

■48 条許可申請

現在の敷地は、原則庁舎用途の建物を建設できない用途地域である「第一種中高層住居専用地域」に指定されています。新庁舎を建築するにあたって、建築基準法第48条第3項の規定による許可を受ける必要があります。

- ·10/21 公聴会※1 実施
 - →出席者3名 特に意見なし。
- 11/16 建築審査会※2 実施
 - →既存植栽の扱いについて回答を求められた。
 - →回答:新築棟建設予定地にある既存樹木の移植については、コストの観点と樹齢や樹高等の問題があり 全ての樹木を移植することは困難なため、次のとおりの移植計画しております。

移植の可能な一部の樹木については、市内の公園や公共施設に移植をすることで計画しております。また、樹高が高い樹木については、新庁舎の外部に設置するベンチ等の材料として使用する計画としております。なお、緑化の観点から計画建物の外構として新たに樹木を植栽し、緑化していく計画としております。

• 近々許可通知書受領予定

- ※1 公聴会:敷地の外周50mの範囲の土地又は建築物の所有者及び居住者を対象に計画の概要を説明し、意見を伺う。(千葉県建築指導課主催、白井市、設計者同席)
- ※2 建築審査会:申請内容について千葉県内部で行われる審査会。

■耐震判定

既存庁舎の耐震性能、及び減築改修後の耐震性能について、第三者による客観的な評価である耐震判定委員 会の判定を受けます。今回は民間審査機関に申請、判定を受けます。

- 10/28 第1回判定委員会実施
- 平成 28 年 1 月判定書受領予定

■実施設計

実施設計図取りまとめ、積算作業中。

「田井巾「岩路篇イケンユール」			-	12/1 平成27年度			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	6	10	11	12	1 2	3			
■実施設計									
	不区								
			知						
			#						
〇48条許可		公聴会 H27.10.21	建築審査会 H27.11.16	許可通知書 受領予定					
〇確認申請				事前申請▶	本申請	確認済証受領予定			
〇融震判定		第1回# H27.10	第1回判定委会 H27.10.28 ▼		討 財命 日本 ■ ■ ■ 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本				
〇白井市まちづくり条例	──※今回の工事は条例の適用外である が、条例の手続きに準じて各課 との協議を行った	別の適用外である きに準じて各課							
サゴ■									
〇新築棟建設工事								中中	 全庁舎開庁 平成30年4月予定
〇既存棟減築改修工事									!